

○文部科学省令第四十四号

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）及び関係法令の規定に基づき、並びに文化財保護法（昭和二十五律第二百十四号）を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための文部科学省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

文部科学大臣 萩生田光一

押印を求める手続の見直し等のための文部科学省関係省令の一部を改正する省令

（教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正）

第一条 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「~~抄~~」を「~~冊~~」
別記様式中「~~冊~~」を「~~冊~~」に改め、
別記様式中「~~冊~~」を削り、
別記様式中「~~冊~~」を「~~冊~~」に改める。

（文部科学省著作教科書出版資格審査申請書規則の一部改正）

第二条 文部科学省著作教科書出版資格審査申請書規則（昭和二十四年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二条 出版権を取得しようとする者は、別表第一に定める様式の申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>第三条 前条の申請書を提出する場合には、これに別表第二に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>別表第一 教科書出版資格審査申請書</p> <p>文部科学省著作教科書の出版権を取得するため、資格の審査を受けたので、別紙書類を添えて申請いたします。</p> <p>年月日</p> <p>所在地又は住所 申請者名 (法人の場合は代表者氏名) 文部科学大臣 あて</p> <p>別表第二 申請書添付書類記載事項</p> <p>一〇九 「略」</p> <p>イ〇 製造能力調書 イ〇チ 「略」</p> <p>一一 供給並びに荷造発送設備調書 イ〇へ 「略」</p>	<p>第二条 出版権を取得しようとする者は、別表第一に定める様式の申請書正本及び副本各一通を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>第三条 前条の申請書を提出する場合には、これに別表第二に定める事項を記載した書類和文及び英文各三通を添付しなければならない。</p> <p>別表第一 教科書出版資格審査申請書 申請者名</p> <p>文部科学省著作の左記教科書の出版権を取得するため、資格の審査を受けたので、別紙書類を添えて申請いたします。</p> <p>入札教科書の単位番号 平成 年 月 日</p> <p>所在地又は住所 申請者名 (法人の場合は代表者氏名印) 文部科学大臣 あて</p> <p>別表第二 申請書添付書類記載事項</p> <p>一〇九 「同上」</p> <p>イ〇 製造能力調書(入札する教科書の製造に充てる部分のみを記載のこと) イ〇チ 「同上」</p> <p>一一 供給並びに荷造発送設備調書(入札する教科書の製造に充てる部分のみを記載のこと) イ〇へ 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(文化功労者年金法施行規則の一部改正)

第三条 文化功労者年金法施行規則(昭和二十六年文部省令第九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「日本標準規格」を「日本産業規格」に改める。

第二号様式中「**印**」を削る。

(民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則(昭和二十六年文部省令第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号様式から別表第三号様式まで、別表第五号様式及び別表第六号様式を次のように改める。

(別表第1号様式)

年 月 日

文部科学大臣 殿

研究機関所在地
研究機関名
代表者氏名

民間学術研究機関補助金交付申請書

民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則第1条の規定に基づき、別紙書類を添付して 年度における補助金の交付を申請いたします。

(別表第2号様式)

研究事業計画書
(年度)

研究項目	従事者氏名			研究着手 年 月 日	他機関との 協力関係	所要経費
	主任研究員	研究補助員	事務員			

「註」研究項目ごとに、事業目的・事業計画の詳細を別紙に記載して添付すること。

(別表第3号様式)

収支予算書
(年度)

1. 収入の部

項目	区分	予 算 額	前年度決算額	備 考
計				

2. 支出の部

項目	区分	予 算 額	前年度決算額	補助希望額	備 考
人件費					
役員手当					
職員手当					
旅費					
役員手					
労務費					
事務経費					
営繕費					
文書用具費					
交際費					
会費					
特許料					
交通費					
事務雑費					
設備費					
備品費					
消耗品費					
原簿料					
図書費					

光熱及び水料				
図書編さん印刷刊行費				
運搬費				
修繕費				
集会費				
飼料費				
事業用雑費				
研究委託費				
一般経費				
福利厚生費				
特別積立金				
保険及び年金				
諸税				
予備金				
臨時費				
返済金				
仮拂金				
土地建物購入費				
その他				
合計				

「註」備考欄へは説明を明細に記入すること。

適当な項目のない場合には、適宜項目を設けて記入すること。

◎記載上の注意事項

役員給＝常勤役職員の税込給與額。

手当及び謝金＝非常勤役職員の手当及び諸謝金。

旅費＝調査出張旅費を含む。

借料＝土地・建物・物品等の借料。

会合費＝会議・接待用の茶菓子等。

光熱及び水料＝電気・ガス・水道・熱料費。

修繕費＝機械・器具の修繕費であつて、建物補修費は営繕費を含む。

集会費＝講演会・講習会費等。

(別表第5号様式)

年 月 日

文部科学大臣 殿

研究機関所在地
研究機関名
代表者氏名

収支決算書の提出について

民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則第5条の規定に基づき、別紙のとおり 年度における収支決算書を提出いたします。

(別紙)

収支決算書
(年度)

1. 収入の部

項目 \ 区分	予算額	予算増減額	決算額	備考
計				

2. 支出の部

項目 \ 区分	予算額	決算額	補助金使用 予算額	補助金 使用額	備考
人件費 役員手当及び謝金 旅費 役員手当 労務費 事務雑費 営じゅう器費 文借具費 交際合費 会許費 特信費 通通用費 交事務雑費 事業備費 設備品費 消耗品費 原材料費 図書費 光熱及び水料					

図書編さん印刷刊行費					
運搬費					
修繕費					
集金料					
飼料					
事業用委託費					
研究経費					
一般厚生立金					
一福利及び年金					
福特別税備費					
保諸時金					
予返金					
臨仮金					
土地建物購入費					
その他					
合計					

「註」備考欄へは説明を明細に記入すること。

適当な項目のない場合には、適宜項目を設けて記入すること。

(別表第6号様式)

年 月 日

文部科学大臣 殿

研究機関所在地
研究機関名
代表者氏名

事業報告書の提出について

民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則第6条の規定に基づき、別紙のとおり 年度における事業報告書を提出いたします。

(別紙)

事業報告書
(年度)

1. 研究項目

2. 主任研究員

3. 事業経過

(備考)

1. 研究項目ごとに事項を記載すること。
2. 特許権及び実用新案権を得たときは、それぞれの取得した年月日及び特許権については、特許番号、実用新案権については実用新案登録番号を付記すること。

(私立学校教職員共済法施行規則の一部改正)

第五条 私立学校教職員共済法施行規則(昭和二十八年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(移送費及び家族移送費)

第六条 「略」

2 「略」

3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において作成年月日及びその氏名を記載しなければならない。

4 「略」

(出産手当金)

第十五条 「略」

2 「略」

3 前項第二号の意見書には、これを証する医師又は助産師において作成年月日及びその氏名を記載しなければならない。

(生存の確認等)

第十七条の二 「略」

2 〵 4 「略」

5 事業団は、第二項並びに第二十七条の七及び第二十八条の八の規定による書類を提出しなければならない受給権者が当該書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき退職等年金給付の支払を差し止めることができる。

(任意継続加入者に係る報告書等の記載の特例)

第三十三条の四 「略」

一 様式第三号又は様式第三号の二による報告書 当該報告書の学校法人等所在地の欄にその者の住所を、代表者名の欄にその者の氏名を、それぞれ記入するものとし、学校法人等名の欄及び担当者氏名の欄には、記入を要しない。

二 様式第八号及び様式第九号による申請書 当該申請書の学校法人等所在地の欄にその者の住所を、代表者名の欄にその者の氏名を、それぞれ記入するものとし、学校法人等名の欄及び担当者氏名の欄には、記入を要しない。

(移送費及び家族移送費)

第六条 「同上」

2 「同上」

3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において作成年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。

4 「同上」

(出産手当金)

第十五条 「同上」

2 「同上」

3 前項第二号の意見書には、これを証する医師又は助産師において作成年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。

(生存の確認等)

第十七条の二 「同上」

2 〵 4 「同上」

5 事業団は、第二項並びに第三十一条の四の二及び第三十三条の十一の規定による書類を提出しなければならない受給権者が当該書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき退職等年金給付の支払を差し止めることができる。

(任意継続加入者に係る報告書等の記載の特例)

第三十三条の四 「同上」

一 様式第三号又は様式第三号の二による報告書 当該報告書の右上の余白にその者の氏名及び住所を記入し、かつ、捺印するものとし、学校法人等所在地の欄、学校法人等名の欄及び代表者名の欄には、記入を要しない。

二 様式第八号及び様式第九号による申請書 当該申請書の右上の余白にその者の住所を記入するものとし、学校法人等所在地の欄、学校法人等名の欄、代表者名の欄及び学校法人等の代表者の証明の欄には、記入を要しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第一号から様式第九号までを次のように改める。

資格取得報告書

下記のとおり報告します。
令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

学校法人等 所在地	郵便番号 ()
学 法 人 等 校 名	
代 表 者 名	
事務連絡用電話番号 (必ず記入してください)	市内番番 番番 番号 担当者 氏名

学校記号番号		学 校 名
キヨフ	校種	
	学校番号	

該当する番号を○で囲んでください。

- 新規資格取得
- 継続資格取得
- 再資格取得 (継続資格取得・再資格取得の場合、最終前任教の番号を必ず記入してください)

※個人番号	加入者氏名(氏名の間には△を入れてください)		生年月日		性別	区別(1:3200円未満を○で囲んでください)	
	フリガナ		1 男	2 女	1 通常の労働者として資格取得	2 短時間労働者として資格取得	
	漢字		3 留	4 平			
			5 特				

資格取得年月日	職名	報酬月額			最終前任教の加入者番号(番号は継続・再取得の場合に記入)				最終前任教 退勤年月日	基礎年金番号		
		固給	変給	合計	キヨフ	校種	学校番号	個人番号		林番	1.有	2.無
4 年 月 日												
5 年 月 日												
合 計												

郵便番号	〒	フリガナ	〒	フリガナ
		漢字	〒	漢字
住	〒		〒	
		フリガナ		フリガナ
		漢字		漢字
所	町名・字名以下を記入してください。			

※欄外記入しないでください。

資格喪失報告書

下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

学校法人等 所在地	郵便番号 ()
学 法 人 等 名	
代 表 者 名	
事務連絡先電話番号 (必ず記入してください)	市外番号 所番 番 号 担 当 者 名

個人番号	校番	加入者氏名	生 年 月 日			資格喪失の事由の生じた年月日 (退職日・死亡日等)			喪失事由 (該当する番号・記号○で囲んでください)	加入者証及び加入者被扶養者証の添付 (該当する番号を○で囲んでください)
			年	月	日	年	月	日		
			1階 4平 5令				4平 5令	1. ア 退 職 イ その他 () 2. 死 亡	加入者証 1. 有 加入者被扶養者証 2. 後日返納 枚	
			3階 4平 5令				4平 5令	1. ア 退 職 イ その他 () 2. 死 亡	加入者証 1. 有 加入者被扶養者証 2. 後日返納 枚	
			3階 4平 5令				4平 5令	1. ア 退 職 イ その他 () 2. 死 亡	加入者証 1. 有 加入者被扶養者証 2. 後日返納 枚	
			3階 4平 5令				4平 5令	1. ア 退 職 イ その他 () 2. 死 亡	加入者証 1. 有 加入者被扶養者証 2. 後日返納 枚	

- この報告書には、加入者証及び加入者被扶養者証を添付してください。
- 加入者証又は加入者被扶養者証を滅失等により返納できない場合は、別途「加入者証等返納不能届書」を添付してください。
- 専任でなくなったときや常時勤務に服しなくなったときの「資格喪失の事由の生じた年月日」は当該事由の生じた前日を記入してください。

加入者異動報告書

下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

学校法人等所在地	郵便番号 ()
学法人等名	
代表者名	
事務連絡担当電話番号 (必ず記入してください)	市外局番 局番 番号 担当姓名

加入者等記号・番号				加入者氏名				生年月日				性別	
レコード	性別	本校番号	個人番号					1 男	2 女				

該当する番号を○で囲み必要事項を記入してください(複数の変更可能)。

1. 氏名変更		加入者氏名(氏と名の間に入ってください)		変更理由	
令和 年 月 日(変更)	漢字	フリガナ	フリガナ	漢字	フリガナ

2. 住所変更		郵便番号		フリガナ		変更理由	
令和 年 月 日(変更)	漢字	フリガナ	フリガナ	漢字	フリガナ	漢字	フリガナ

3. マイナンバー		4. 通常の労働者又は 短時間労働者の区別		変更の内容		変更理由(該当するものに○)	
令和 年 月 日(変更)	マイナンバー	短時間労働者の区別	通常の労働者又は短時間労働者の区別				

1. 加入者に係る氏名変更の場合は、この報告書に、加入者証及び加入者継続養老証を添付してください。
2. 加入者証又は加入者継続養老証を滅失等により添付できない場合は、別途「加入者証等返納不能届書」を添付してください。
3. 返納義務に提出される場合は、「学校法人等所在地」欄に住所、「代表者名」欄に氏名を記入してください。

被扶養者異動報告書

下記のとおり報告します。
令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

学 校 法 人 等 所 在 地	報 償 番 号 () - ()
学 法 人 等 校 名	
代 表 者 名	
事業団指定管理番号 (必ず記入してください)	市外局番 局番 番 号 担 当 者 名

加入者等記号・番号		加入者氏名		生年月日	
コート	種類	本校番号	個人番号	姓	名

該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください(複数の変更可能)

1. 氏名変更(令和 年 月 日) 2. マイナンバー変更(令和 年 月 日)

変更前 (全ての項目について記入してください)				変更後			
氏名	生年月日	性別	氏名(氏と名の間には△を入れて下さい)	生年月日	性別	マイナンバー	変更理由
カ ナ 優 待 生	年 月 日 3 4 5	1. 男 2. 女	カ ナ 優 待 生	年 月 日 3 4 5	1. 男 2. 女		
カ ナ 優 待 生	年 月 日 3 4 5	1. 男 2. 女	カ ナ 優 待 生	年 月 日 3 4 5	1. 男 2. 女		
カ ナ 優 待 生	年 月 日 3 4 5	1. 男 2. 女	カ ナ 優 待 生	年 月 日 3 4 5	1. 男 2. 女		
カ ナ 優 待 生	年 月 日 3 4 5	1. 男 2. 女	カ ナ 優 待 生	年 月 日 3 4 5	1. 男 2. 女		
カ ナ 優 待 生	年 月 日 3 4 5	1. 男 2. 女	カ ナ 優 待 生	年 月 日 3 4 5	1. 男 2. 女		

- ※欄は記入しなさい
- この報告書には、加入者被扶養者証を添付してください。
- 加入者被扶養者証を滅失等により添付できない場合は、別途「加入者証等返納不能届書」を添付してください。
- 任意継続加入者の方は、「学校法人等所在地」に住所を、「代表者名」欄に氏名を記入してください。

所属学校等変更報告書

下記のとおり報告します。
令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 照

新所属学校記号番号	新 所 属 学 校 名
旧コード字種学校番号	

学校所在地	郵便番号 ()
学校名称	
代表者名	
事務連絡用電話番号 (必ず記入してください)	市外局番 () 局番 () 番 号 宅 当 番 名

※個人番号		生 年 月 日			所 属 変 更 年 月 日			前所属学校の加入者等記号・番号					
加入者氏名	フリガナ 漢字	年	月	日	年	月	日	旧コード字種	学校番号	個人番号	扶番		
前所属学校の加入者証等の添付 (該当する番号を○ で囲んでください)													
加入者証 1. 付 2. 後日送納													

加入者証 1. 付 2. 後日送納												
加入者証 1. 付 2. 後日送納												

※個人番号		生 年 月 日			所 属 変 更 年 月 日			前所属学校の加入者等記号・番号					
加入者氏名	フリガナ 漢字	年	月	日	年	月	日	旧コード字種	学校番号	個人番号	扶番		
前所属学校の加入者証等の添付 (該当する番号を○ で囲んでください)													
加入者証 1. 付 2. 後日送納													
加入者証 1. 付 2. 後日送納													

- ※欄は記入しないでください。
- 加入者の住所は変更のある場合のみ記入してください。
- この報告書には、加入者証及び加入者継続業者証を添付してください。
- 加入者証又は加入者継続業者証を滅失等により添付できない場合は、別途「加入者証等返納不能届書」を添付してください。

学校法人等異動報告書

下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

学校法人等所在地	郵便番号 「 - 」 〒
学校法人等名	
代表者名	

学校法人等の異動理由		
1 表	学校記号番号	番号
2 休校・廃止・代表者名	4 学校記号番号	5 学校法人等名
3 学校法人等の名称	6 学校法人等の所在地	7 事務の連絡先

設置・休校・廃止・代表者名	1 設置	4 年	月	日	4 年	月	日	法人番号	代表者名(上欄カタカナ)
	2 休校	3 廃止	5 年	5 月	5 年	5 月	5 日		

学校法人等の名称 (上欄カタカナ)	※ 法人区分
	(漢字)

学校名称 (上欄カタカナ)	※ 種別
	(漢字)

学校法人等の所在地	郵便番号		所在地		備考
	(上欄カタカナ)	(漢字)	(上欄カタカナ)	(漢字)	
学校法人等の所在地					
学校の所在地					
事務の連絡先					
異動年月日	4 年	月	日		

- 1 学校名称の都合は「学校法人等の異動事由」の1を□で囲み、各種すべて記入してください。また、その後の異動については該当する「学校法人等の異動事由」の番号を□で囲み該当欄にその事項を記入してください。
- 2 「異動年月日」欄は、該当する異動の年月日を入力してください。
- 3 欄字種には異動前の事項その後の事項を記入してください。
- 4 ※印刷は記入しないでください。

標準報酬基礎届書（令和 年）

下記のとおり届けます。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

学校法人等 所在地	報償番号 (- - -)				
学法人等名 校 名					
代 表 者 名					
〒 市外〒 番 号	〒 番 号	番 号 担 当 者 名			
事業継続完結届書 必ず記入してください					

個人番号	校番	加入者氏名	生 年 月 日			区別(1.子別を 口○で囲む) 通称... 通称の 姓名称 姓名称 姓名称 姓名称 姓名称	現在の標準報酬 等級 月額		種 別 4月 5月 5月 5月 5月 5月 6月	報 酬 月 額			休業開始年月 休業者のみ記入(扶養家族・ 出産・育児休業・介護休業 欄)	備 考				
			年	月	日		円	円		円	円	円			円	円		
			1	0	0	通 常												
			3	0	0	短 時間												
			1	0	0	通 常												
			2	0	0	短 時間												
			1	0	0	通 常												
			2	0	0	短 時間												
			1	0	0	通 常												
			2	0	0	短 時間												
			1	0	0	通 常												
			2	0	0	短 時間												

1. 報酬月額「平均額」欄は、4・5・6月の報酬の合計額を3で除して得た額を記入してください。
2. 通常の労働者の支払基礎日数は17日以上、短時間労働者の支払基礎日数は11日以上です。

標準報酬月額改定届書

下記のとおり届けます。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

学校法人等 所在地	郵便番号 ()
学 校 人 等 名	
代 表 者 名	

事務連絡用電話番号 (必ず記入して下さい)	市外局番	局番	番 号	担 当 者 名

様式第七号(第一号の一)(六開係)

学校記号番号		
町工	学種	学校番号
-----	-----	-----

個人番号	校番	加入者氏名	生 年 月 日			区別(以下付記) ○ 通学(通学) △ 通学(通学) ▽ 通学(通学) ● 通学(通学)	実支前の 標準報酬 月額	算 定 基 礎 月 額	報 酬 月 額			平均額	改定事由 (該当する番号を○ で囲んでください)		
			年	月	日				固定の給与 基本給・扶養手当・ 当・退職手当等	現物給与	非固定の給与 奨励金・手当・賞 日課手当・特別賞 等			合 計	

1. 報酬月額額の「平均額」欄は、1月目・2月目及び3月目の報酬の合計額を3で除して得た額を記入してください。
2. 通常の労働者の支払基礎日数は17日以上、短時間労働者の支払基礎日数は11日以上です。

賞与等支給報告書

下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

学校法人等 所在地	郵便番号〔 - 〕		
学 校 法人等名			
代表者名			
事務連絡先電話番号 (必ず記入してください)	市外局番	局番	番号 担当者 氏 名

	学 校 記 号 番 号			支 給 予 定 年 月		支 給 年 月		支 給 加 入 者 数		
	県コード	学種	学 校 番 号	4平	年	月	4平	年	月	人
				5令			5令			

項番	個人番号	枝番	加入者氏名	生年月日			支給総額				賞与等区分 (該当する番号を○で囲んでください)											
				年	月	日	千	百	十	円	千	百	十	円	1.賞与	2.その他1	3.その他2					

同一月に複数の賞与等区分による支給がある場合の「支給総額」は、1カ月分の合計支給額を記入してください。

被扶養者登録申請書

下記のとおり申請します。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

下記の申請は事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

学校法人等 所在地	郵便番号	〒	—	—	—
学校 法人等名					
代表者名					
学校振興共済事業団 (法人番号: 5010000000000)	住所	〒	—	—	—
代表者名	住所	〒	—	—	—

加入者 氏名	加入者 生年月日	加入者 性別	加入者 学年	加入者 学籍番号
.....

被扶養者 氏名	被扶養者 生年月日	被扶養者 性別	被扶養者 学年	被扶養者 学籍番号
.....

扶養者 氏名	扶養者 生年月日	扶養者 性別	扶養者 学年	扶養者 学籍番号
.....

加 入 者 証
加 入 者 被 扶 養 者 証 再 交 付 申 請 書
高 齢 受 給 者 証

下記のとおり申請します。

下記の申請は事実と相違
ないものと認めます。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿 令和 年 月 日

学校法人等 所在地	郵便番号 (-)
学 校 法人等名	
代 表 者 名	
事務連絡先 電話番号 <small>(必ず記入してください)</small>	市外局番 局番 番 号 ()
	担 当 者 名

加 入 者 等 記 号 ・ 番 号	校 番	加 入 者 氏 名	資 格 取 得 年 月 日	生 年 月 日
	個人番号		年 月 日	年 月 日
加 入 者 種 別	学 校 番 号		年 月 日	年 月 日
県コード			年 月 日	年 月 日

該当する番号を○で囲んでください。

1. 加入者証
2. 加入者被扶養者証
3. 高齢受給者証

再 交 付 対 象 者 氏 名	生 年 月 日	続 柄	性 別	再 交 付 申 請 事 由		
		名称		※コード	再 交 付 申 請 事 由	年 月 日
	昭和 4平 5令		1 男 2 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日
再 交 付 申 請 事 由						

1. ※欄は記入しないでください。
2. 「再交付申請事由」欄は必ず記入してください。
3. 滅失以外の申請の場合は加入者証、加入者被扶養者証又は高齢受給者証のうち、再交付を申請するものを添付してください。

(博物館法施行規則の一部改正)

第六条 博物館法施行規則(昭和三十年文部省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「**四**」を削る。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則(昭和三十九年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「**七**」 **七** **四** **四**を「 **七** **五** **五**」に改め、「**四**」を削る。

(著作権法施行規則の一部改正)

第八条 著作権法施行規則(昭和四十五年文部省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(第十一条において「対象規定」という。)は、これを削る。

別記様式第三

実名登録申請書

収入
印紙

年 月 日

文化庁長官 殿

1～5 [略]

6 申請者
住所 (居所)
フリガナ
氏名 (名称)
代理人
住所 (居所)
フリガナ
氏名 (名称)

7 [略]

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番 (横 21.0cm、縦 29.7cm) の 大きさとする。
 - 2～7 [略]
 - 8 「氏名 (名称) 」は、法人にあつては、名称とその代表者の氏名とを記載する。
 - 9 [略]
 - 10 代理人によらないときは「代理人」は記載するに及ばない。
- [項を削る。]

別記様式第三

実名登録申請書

収入
印紙

年 月 日

文化庁長官 殿

1～5 [同上]

6 申請者
住所 (居所)
フリガナ
氏名 (名称)
代理人
住所 (居所)
フリガナ
氏名 (名称)

7 [同上]

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番 (横 21.0cm、縦 29.7cm) の 大きさとし、2 葉以上であるときは左とじとし、各葉のつづり目に割印する。
- 2～7 [同上]
- 8 「氏名 (名称) 」は、法人にあつては、名称とその代表者の氏名とを記載し、代表者の印を押す。
- 9 [同上]
- 10 代理人によるときは本人の印は不要とし、代理人によらないときは「代理人」は記載するに及ばない。
- 10の2 「申請者」の欄の印は、本人の署名 (法人にあつては、代表者の署名) をもつて代えることができる。また、代理人によるときは、代理人の印は、代理人の署名 (法人にあつては、代表者の署名

<p>11～12の3 [略]</p> <p>13 訂正をしたときは、<u>右の余白に訂正字数を記載する。</u></p>	<p>) をもって代えることができる。</p> <p>11～12の3 [同上]</p> <p>13 訂正をしたときは、<u>訂正部分に印を押し、右の余白に訂正字数を記載する。</u></p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別記様式第四から別記様式第八の二までの様式中「㊥」を削る。

（技術士法施行規則の一部改正）

第九条 技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第二の二及び様式第二の三を次のように改める。

監督者要件証明書

年 月 日

殿

氏名

技術士法第六条第二項第二号の規定によって技術士第二次試験を受験するため、必要な技能を修得するに際して監督を受けた下記の者に関する証明をお願いします。

記

監督者 氏名
住所

勤務先 (部署まで)	所在地 (市町村まで)	地名・職名	職務内容	在 職 期 間	
				年・月～年・月	年月数

本人を指導した期間		監督者の勤務先 (部署まで)	監督者と本人の地位・職名との関係
年・月～年・月	年月数		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日
事務所所在地
事務所名
所属長役職
所属長氏名
電話番号
メールアドレス

（美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十条 美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則（平成十年文部省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第四号、別記様式第五号及び別記様式第十六号中「**四**」を削る。

（P T A・青少年教育団体共済法施行規則の一部改正）

第十一条 P T A・青少年教育団体共済法施行規則（平成二十二年文部科学省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(届出事項)</p> <p>第三十九条 共済団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>一〜八 「略」</p> <p>九 共済団体及び当該共済団体の子法人(第六項において「共済団体等」という。)において不祥事件が発生したことを知ったとき。</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第三号から第七号までに該当するときの届出は、登記事項証明書を添付して行うものとする。</p> <p>4〜6 「略」</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第三十九条 共済団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を行政庁に届け出なければならない。</p> <p>一〜八 「同上」</p> <p>九 共済団体及び当該共済団体の子法人(第五項において「共済団体等」という。)において不祥事件が発生したことを知ったとき。</p> <p>2 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>3〜5 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令の一部改正）

第十二条 重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成三十一年文部科学省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第四号から別記様式第七号まで及び別記様式第九号から別記様式第十九号までの様式中「五」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。